

医療費控除の対象について

自分や家族などのために、昨年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円（その年の所得が200万円未満の方は所得の5%相当額）を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。以下に医療費控除の対象となるものとならないものの例を示しますので、ご参照ください。

【対象になるもの】

- 医師や歯科医師による診療代・治療代
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費（薬事法に規定されているもの）
- 診療などで電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合の交通費
- 6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
- 介護保険制度の下で提供されている一定の介護保険サービス利用料（領収書に医療費控除対象額が記載されています。）

【対象にならないもの】

- インフルエンザなどの予防接種
 - 健康診断や人間ドックの診断料（診断の結果引き続き治療を受ける場合は、含まれます。）
 - 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代
 - 血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用
 - 風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代
 - 文書料（診断書料）
- ※詳しくは、国税庁ホームページ『タックスアンサー』をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係について

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税・非課税については、以下のとおりですので、ご参照ください。

【非課税】

- 越生町新生児特別定額給付金
- ひとり親世帯臨時特別給付金
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 企業主導型ベビーシッター利用支援事業の特例措置における割引券
- 子育て世帯生活支援特別給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 学生支援緊急給付金

【課税】

- 持続化給付金
- 家賃支援給付金
- 小学校休業等対応助成金・支援金
- 雇用調整助成金
- 中小企業・個人事業者のための一時支援金
- 中小企業・個人事業者のための月次支援金
- 埼玉県感染防止対策協力金
- 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金
- 越生町アフターコロナを見据えた設備投資補助金
- 越生町雇用確保奨励金
- 越生町中小企業セーフティネット保証融資支援金

いつでもどこでもスマホで確定申告

～ひとりひとりができること、感染症拡大防止対策にご協力ください～

確定申告は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと対応スマホを使用して、スマホ申告することができます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方も、事前に税務署窓口でID・パスワードを取得していれば、スマホ申告（e-Tax）ができます。ただし、ID・パスワードは暫定的な措置のため、マイナンバーカードのご取得をお願いします。

◆申告に必要なもの◆

- ①税務署または役場から送付された「令和3年分確定申告のお知らせ」または「申告書」（送付されている方のみ）
- ②マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・住民票の写し（番号付き）のいずれか
※通知カード・住民票の写しの場合は免許証、パスポート等の本人確認書類が別途必要です。
- ③本人または扶養親族が障がい者の場合は、障がい者手帳など
- ④本人が学生の場合は、学生証
- ⑤申告者本人名義の口座番号の分かる資料（所得税の還付申告予定の方）
- ⑥給与所得・年金所得のある方は源泉徴収票（原本）
- ⑦事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額および必要経費の分かる帳簿類・領収書など（※収支内訳書は、帳簿などから事前に作成する必要があります。）
- ⑧その他の所得者は、令和3年中の収入（所得）内容が分かる書類および必要経費の分かる領収書など

- ⑨社会保険（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）の領収書や証明書など
- ⑩生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑪寄附金控除を受ける方は寄附した際の領収書
※政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について寄附金控除の対象となります。
- ⑫医療費控除を受ける方は、領収書をもとに自身で事前に作成した「医療費控除の明細書」（明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。）
※なお、医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細書の作成を省略できます。
- ⑬セルフメディケーション税制を受ける方は、特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や結果通知書および領収書をもとに自身で事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」（明細書の様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。）
※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

上場株式等の配当所得等に係る町民税の課税方式の選択

上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）について、所得税と町民税で異なる課税方式を選択することができます。

所得税の確定申告で上場株式等の配当所得等を申告する場合は、町民税も同様の課税方式が適用されます。ただし、町民税での課税を希望しない方は、町民税における申告不要制度を選択することができます。

課税方式の選択を希望される方は、町民税の納税通知書が送達される時までに、確定申告とは別に、町民税申告書を税務課へ提出してください。ただし、今年度の申告から、配当所得等の全部について町民税の申告不要制度を選択する場合には、確定申告書でその旨を申告すれば提出の必要はありません。

これらに伴う町民税申告は申告会場で受付けています。なお、納税通知書が送達された時以降に申告をした場合は、制度の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

国民健康保険加入の方へ

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、収入がない場合でも毎年申告する必要があります。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費や入院時の食事代などについては、所得に応じて自己負担額の区分を判定しています。そのため、申告をしていないと、軽減等が受けられない場合があります。申告期間内に忘れずに申告するようお願いします。軽減が適用されるのは、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む）および国民健康保険加入者全員が所得申告した世帯に限られます。

☎町民課 国保年金担当 ☎内線 121

【完全予約制】無料還付申告相談会を開催します

関東信越税理士会川越支部では、所得税の還付申告についての無料相談会を実施します。相談は完全予約制となりますので、下記の問い合わせ先にお電話にてご予約ください。

日時 2月6日（日）午前10時～午後3時30分

会場 川越市南公民館

対象 ①給与所得者・年金受給者で収入600万円以下の方

②給与所得者で医療費控除を受ける方

③年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方
☎関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188